築上町企業版ふるさと納税令和4年度成果報告

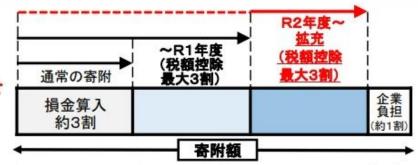
令和5年10月17日 築上町企画財政課

企業版ふるさと納税とは?

地方公共団体が行う地方創生の取組に対する企業の寄附について法人関係税を税額控除

制度のポイント

- 〇 企業が寄附しやすいよう、
 - 損金算入による軽減効果に税額控除による軽減効果を上乗せ
 - ・ 寄附額の下限は10万円と低めに設定
- 寄附企業への経済的な見返りは禁止
- 寄附額は事業費の範囲内とすることが必要
 - ※ 以下の地方公共団体は対象外。
 - ①不交付団体である東京都
 - ②不交付団体で三大都市圏の既成市街地等に所在する市区町村
- ※ 本社が所在する地方公共団体への寄附は対象外。



例) 1,000万円寄附すると、最大約900万円の法人関係税が軽減。

①法人住民税 寄附額の4割を税額控除。

(法人住民税法人税割額の20%が上限)

②法人税 法人住民税で4割に達しない場合、その残額を税額控除。

ただし、寄附額の1割を限度。(法人税額の5%が上限)

③法人事業税 寄附額の2割を税額控除。(法人事業税額の20%が上限)

活用の流れ

①地方公共団体が 地方版総合戦略を策定

> 〇〇市 総合戦略

·OO事業

・△△事業

・◇◇事業

②①の地方版総合戦略を 基に、地方公共団体が 地域再生計画を作成

4 寄附

地域再生計画

↑ ③計画の認定



州

企業



企業が所在する自治体 (法人住民税・法人事業税)

企業版ふるさと納税の対象事業

【築上町の対象事業】

以下の条件を全て満たす事業が企業版ふるさと納税の対象

- ①第2期築上町まち・ひと・しごと創生総合戦略に紐づく事業
- ②令和4~7年度(※) に新規で実施する事業 (寄附を契機に質的又は量的な変化があることを明確に説明できる場合は既存事業も対象)
- ③町の一般財源のみで実施する事業 (デジタル田園都市国家構想交付金等、一部の国庫支出金は企業版ふるさと納税と併用可能)

(※)現行の企業版ふるさと納税制度は令和2年度から運用されているが、築上町の企業版ふるさと納税に係る地域再生計画の認定日が 令和4年3月31日であるため、築上町の企業版ふるさと納税対象事業は令和4年度以降に実施する事業となる。

令和4年度の実績

寄附件数

1件

寄附額

300,000円

寄附対象事業

子どもを産み育てやすいまちづくり事業

寄附金充当先

新生児聴覚検査助成金

